

事務連絡
令和5年3月30日

国土交通省港湾局長
堀田 治 様

一般社団法人日本埋立浚渫協会	会長	清水 琢三
日本港湾空港建設協会連合会	会長	林田 博
一般社団法人日本海上起重技術協会	会長	寄神 茂之
全国浚渫業協会	会長	金澤 寛
一般社団法人日本潜水協会	会長代行副会長	田原 安

「非自航船における居住設備ガイドライン」の策定について

平素より港湾建設関係団体の活動にご理解とご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、建設工事従事者の長時間労働の常態化や、若手入職者の減少等による労働力不足が大きな問題となっている他、令和6年4月には改正労働基準法に基づく罰則付き時間外労働の上限規制が建設業にも適用されるなど事業環境が大きく変化しており、港湾建設業界においてもこれらの動きに適切に対応する必要があります。

こうした状況を踏まえ、今般、一般社団法人日本埋立浚渫協会、日本港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本海上起重技術協会、全国浚渫業協会、一般社団法人日本潜水協会においては、港湾工事の実施に必要不可欠である作業船内における良好な居住設備を確保するため、別添の通り「非自航船における居住設備ガイドライン」を策定しましたのでお知らせします。

今後、本ガイドラインの着実な実施を通じて作業船乗組員の適正な就労環境を確保し、もって港湾工事に係る担い手の確保を推進して参りますので、引き続きご指導頂きますようお願い申し上げます。